

那 覇 市 長 様

同 意 書

私が加害者（ ）に対して有する損害賠償請求権は、法令（注1）により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者（注2）が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、介護認定にかかる主治医意見書及びその他請求書等ならびに当該保険給付に係る介護給付費請求書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が介護事業者に対して事故による介護サービスに関する内容の照会を行い、介護事業者から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
- 4 市が損害賠償請求事務において必要な事項（介護給付費請求明細書及び傷病届等資料の写し）並びにこの同意書を、関係損害保険会社等へ提出すること。
- 5 医療保険での第三者行為による届出をしている場合、医療保険者が介護保険者へ情報提供し、介護保険者が医療保険者からその情報を受け取ること。

令和 年 月 日

届 出 人

住 所

氏 名

（注1）根拠法令は介護保険法第21条第1項

（注2）介護保険法第21条第3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委任されている国民健康保険団体連合会を含みます。